

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 4 8 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の一部改正について（例規）

運転免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止に関する事務については、「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の一部改正について（例規）」（令和3年2月5日付け秋本運第123号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の改正を行い、令和7年3月24日から別添「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領」のとおりに運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター行政処分係（☎7 3 5 - 2 6 2）

別添

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、運転免許（以下「免許」という。）の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に関する事務の取扱要領を定め、行政処分の迅速、適正な執行を図ることを目的とする。

第2 指導教養の徹底

仮停止等は、免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「本処分」という。）と密接な関係を有する処分であるから、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、次の事項について職員に対して指導、教養を行い、この制度の適正な運用に努めること。

- (1) 仮停止制度の趣旨及び関係法令並びに仮停止等と本処分との関連
- (2) 仮停止等及び本処分に関する事務処理の要領
- (3) 本処分の基準
- (4) 事実認定上の留意点

第3 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

交通死亡事故事件については、仮停止等に該当する場合が多いので、当該事故事件が発生した場合は、警察署長等又は警察署長等が指名した警部以上の階級にある警察官が臨場して事件の真相究明に努めること。

2 本処分に関する関係書類の作成

警察署長等は、実況見分等の結果により、当該事故事件が仮停止等に相当する事案であると認めた場合は、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護義務違反にあつては、被疑者の検挙後）48時間以内に、本処分に関する関係書類の作成が行われるようにすること。

3 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故事件を起こした者が、故意に免許を受けていること又は免許内容を偽る可能性があるため、事案の対応に際しては、必ず免許事実を確認すること。

第4 事実の認定

1 違反行為に関する事実の認定

仮停止等に相当する事案の多くは非現認の事故事件であることから、違反行為に関する事実認定に当たっては実況見分を入念に行うとともに、関係者の供述等から事案の真相を的確に把握すること。

2 因果関係の究明

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項第2号及び第3号は、別添1に掲げる違反行為により交通事故を起こして人を死亡させ又は傷つけたことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、すなわち違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としている。したがって、事実の認定に当たっては、この関係の究

明に努めることとし、因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないこと。

第5 処分の決定

1 報告及び連絡

- (1) 警察署長等は、仮停止等をしようとする場合は、あらかじめ交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に事案の概要及び処分が必要と認める理由を仮停止等事案発生報告書（別記様式第1号）により速報し、処分についての意見を聴いた上で決定すること。

なお、報告が執務時間外である場合は、免許センターの当直が対応する。

- (2) (1)の報告を受けた免許センター長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の公安委員会の管轄区域にある場合は、直ちに(1)の報告事項をその住所地を管轄する公安委員会に連絡すること。
- (3) (1)及び(2)の報告及び連絡は、別添2「仮停止等事案発生報告要領」によって行うこと。

2 処分決定上の留意事項

- (1) いわゆる否認事件は、将来不服申立て又は行政訴訟が提起される可能性を考慮し、犯罪事実や証拠等を総合的に検討した上で決定すること。
- (2) 被害の程度又は不注意の程度が軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。
- (3) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷、病気等のため、仮停止等の期間内に自動車等を運転することが不可能と認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

第6 弁明の機会の付与

- 1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（別記様式第2号）によって行うが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会について口頭で説明し、併せて次の事項を教示すること。

- (1) 弁明は、特別な事情がない限り、仮停止等をした警察署で行う。
- (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。
- (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。

- 2 仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、警察署長等が指名した警察職員は、弁明調書（別記様式第3号）に録取し、速やかにその内容を警察署長等に報告すること。

- 3 警察署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等をすることが適当でないと認めた場合は、あらかじめ免許センター長を経由して警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。

この場合、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、仮停止等を受けた者が、処分に際して従来型免許証等を提出した者である場合は、提出さ

れている従来型免許証等を返還し、処分に際して免許情報記録の抹消を受けた者が、特定免許情報の記録を申請する場合は、その者の個人番号カードに特定免許情報を記録すること。

第7 仮停止通知書等の送付

仮停止等をした警察署長等が仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた従来型免許証等（従来型免許証等の提出を受けた場合に限る。以下「仮停止通知書等」という。）を仮停止等を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。

1 送付先が本県公安委員会である場合

仮停止通知書等及び当該事案に係る本処分の関係書類を併せて免許センター長宛てに送付すること。

2 送付先が他の公安委員会の場合

仮停止通知書等並びに本県公安委員会から関係公安委員会宛ての行政処分関係書類送付書及びその添付書類を併せて、仮停止等をした警察署長等から送付先となる都道府県関係公安委員会宛てに直送すること。

なお、上記書類の送付に当たっては、事前に免許センター長と連携して対応すること。

3 仮停止通知書等の送付

(1) 他の公安委員会に送付する場合は、従来型免許証等が紛失することのないよう必ず書留速達郵便によること。

(2) 送付手続は、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、書留速達郵便によっても、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途電子メール等によって通報するなど便宜措置を講ずること。

第8 従来型免許証等の保管及び返還等

1 仮停止等をした場合、処分を受けた者の運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の保有状況に応じて、次の措置を講ずること。

(1) 仮停止等を受けた者が免許証のみを有する者である場合は、免許証の提出を受ける。

(2) 仮停止を受けた者がマイナ免許証のみを有する者である場合は、マイナ免許証の提示を受け、免許情報記録の抹消を行う。

(3) 仮停止等を受けた者が免許証及びマイナ免許証を有する者である場合は、免許証の提出を受けるとともに、マイナ免許証の提示を受け、免許情報記録の抹消を行う。

(4) 仮停止等を受けた者が国際運転免許証及び外国運転免許証を有する者である場合は、国際運転免許証及び外国運転免許証の提出を受ける。

2 仮停止等をした事案について、本処分が行われるまでの間における免許証等の保管は、交通部運転免許センター又は当該処分を取り扱った警察署等とする。

- 3 仮停止等の処分を受けた者が、仮停止等の期間内に他の公安委員会の管轄区域に住所を変更した場合において、法第103条の2第6項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止（禁止）通知書及び従来型免許証等（従来型免許証等の提出を受けた場合に限る。）の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届があったとき、（法第95条の5第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定により住所変更等の届出を要しない場合（住所変更ワンストップサービス等の適用を受ける場合）を含む。）又は国際免許証及び外国運転免許証（以下「国際免許証等」という。）を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うこと。
- 4 警察署長等は、仮停止等を受けた者から従来型免許証等の提出を受けた場合は、従来型免許証等を提出をした者に対して次のことを教示すること。
 - (1) 仮停止等の期間内に本処分が行われなかった場合は、従来型免許証等の返還は、2に規定する場所で行う。
 - (2) 仮停止等の期間内に他の公安委員会の管轄区域に住所を変更した場合は、当該期間内に、速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出（国際免許証を所持する者については、仮禁止をした警察署長等に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと及びその届出（通知）を怠ったときは、従来型免許証等の返還を事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課で行うこと。
- 5 仮停止等をして免許情報記録の抹消を行った場合は、当該者が停止期間（本処分に係るものを含む。）の満了又は停止処分（本処分が行われた場合は当該本処分）の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける場合（停止期間の満了又は停止処分の解除後に免許証又は免許情報記録の猶予期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受け、又は当該免許以外の免許を与えられた者等は除く。以下「初回の特定免許情報の記録」という。）に特定免許情報記録手数料は聴取しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第4項第1号）に留意し、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無に向けた措置を講ずること。

第9 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- 1 仮停止等をした警察署長等から第5の1による報告を受理した免許センター長は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務により、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号（仮停止を受けた者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録番号）を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。
- 2 免許センター長は、警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合は、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに、その者の住所地を管轄する他の公安委員会に送付すること。

なお、他の公安委員会から本県居住者について仮停止等をした旨の連絡があった場合で、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後にその者についての違

反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うこと。

第10 意見の聴取期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となることから、意見の聴取の期日及び場所について、次により速やかに通知すること。

1 本県公安委員会において意見の聴取を行う場合

- (1) 免許センター長は、第5の1による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めた場合は、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした警察署長等に対して意見の聴取通知書（別記様式第4号）の交付を指示すること。
- (2) 指示を受けた警察署長等は、仮停止等の処分を通知する際に、併せて意見の聴取通知書を交付して意見の聴取期日及び場所を通知すること。
- (3) 免許センター長は、他の公安委員会から本県に住所を有する者について仮停止等をした旨の連絡を受けた場合は、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該公安委員会に対して被処分者に対する意見の聴取通知書の交付を依頼すること。

2 他の公安委員会において意見の聴取を行う場合

- (1) 免許センター長は、第5の1により連絡した公安委員会から意見の聴取通知書の交付を依頼された場合は、仮停止等をした警察署長等に対して依頼に係る意見の聴取通知書の交付を指示すること。
- (2) (1)の指示を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書（別記様式第5号の1、2）に必要事項を記入するとともに、通知依頼元の関係都道府県名等を記入の上、正本（別記様式第5号の1）を被処分者に交付するとともに、副本（別記様式第5号の2）を免許センターに送付し、それぞれの写しを警察署等で保管すること。

3 受領書の徴収

警察署長等は、意見の聴取通知書を交付した場合は、意見の聴取通知書受領書（別記様式第6号）を徴しておくこと。

別添 1

1 仮停止等処分をすることができる違反行為

根 拠	規 定	違 反 行 為			被 害 区 分	
		違 反 名	罰 条	違反条項	死亡	傷害
道路交通 法第103 条の2	第 1 項 第 1 号	人身交通事故の救護措置義務違反	117・1 117・2	72・1前段	○	○
	第 1 項 第 2 号	酒酔い運転	117の2・1・1	65・1	○	○
		麻薬等運転	117の2・1・3	66	○	○
		無免許運転（停止中運転を含む）	117の2の2・1・1	64	○	○
		酒気帯び運転	117の2の2・1・1	65・1	○	○
		過労運転等（麻薬等運転を除く）	117の2の2・1・7	66	○	○
		携帯電話等使用等（交通の危険）	117の4・1・2	71・5の5	○	○
		妨害運転（著しい交通の危険）	117の2・1・4	117の2・1・8	○	○
		無資格運転	118・1・5	85・5～9	○	○
	第 1 項 第 3 号	最高速度（法定・指定）	118・1・1	22	○	
		積載物の重量制限違反	118・2・1	57・1	○	
		警察官の現場における指示違反	119・1・1	4・1後段	○	
		警察官等の交通規制の禁止、制限違反	〃	6・4	○	
		信号機の信号に従う義務違反	119・1・2	7	○	
		通行禁止違反	〃	8・1	○	
		歩行者用道路を通行する車両の義務違反	〃	9	○	
		急ブレーキの禁止違反	119・1・3	24	○	
		車間距離の保持違反(高速自動車国道に限る)	119・1・4	26	○	
		追越しを禁止する場所違反	119・1・5	30	○	
		踏切の通過違反	〃	33・1～2	○	
		横断歩道等における歩行者等の優先違反	〃	38	○	
		徐行すべき場所違反	〃	42	○	
		指定場所における一時停止違反	〃	43	○	
		通行区分違反	119・1・6	17・1～4・6	○	
		左側寄り通行、歩行者の側方通過等違反	〃	18・2	○	
		横断等の禁止違反	〃	25の2・1	○	
		追越しの方法違反	〃	28	○	
		追越しを禁止する場合違反	〃	29	○	
		停車中の路面電車がある場合の停止、徐行違反	〃	31	○	
		交差点における他の車両等との関係等違反	〃	36・2～4	○	
		環状交差点における他の車両等との関係等違反	〃	37の2	○	
		横断歩道のない交差点における歩行者優先違反	〃	38の2	○	
		横断等の禁止違反	〃	75の5	○	
		乗車、積載の制限違反(重量制限違反を除く)	119・2・1	57・1	○	
		整備不良車両の運転の禁止違反	119・2・2	62	○	
		身体障害者、児童、幼児の通行妨害違反	119・1・15	71・2	○	
		通園通学バスの側方通過時における徐行違反	〃	71・2の3	○	
		安全地帯側方通過時における徐行違反	〃	71・3	○	
		免許の条件違反	119・1・20	91	○	
		国際免許証の臨時適性検査時に付与した条件違反	〃	107の4・3	○	

2 仮停止等処分をする場合の判断事項

(1) 仮停止等対象違反行為か。

前表に掲げる違反行為のいずれかに該当するか。

(2) よって交通事故を起こしたか。

前表に掲げる違反行為を原因として起きた事故であるか。

(3) 効果のある仮停止か。

ア 被処分者が負傷し入院した場合、退院の見込みはどうなっているか。

イ 身柄を拘束した場合、釈放の見込みはどうなっているか。

ウ ひき逃げの場合、捜査に日数を要していないか。

(4) その他

ア ひき逃げの場合、「ひき逃げの犯意」は明確か。

イ 酒酔い、酒気帯び違反の場合、飲酒検知は的確に行われているか。

酒酔い鑑識カードの見分状況が、酒酔い状態の要件を満たしているか。

飲酒の裏付け捜査は適正に行われているか。

ウ 被害者の傷害の部位、程度を確認したか。

後日「傷害なし」ということになるおそれはないか。

別添 2（第 5 の 1 の (3) 関係）

仮停止等事案発生報告要領

1 基本的留意事項

- (1) この報告は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となることから、的確な判断ができるに足る内容のものであるほか、事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならないことに注意すること。
- (2) 第一報は、事案の概要を報告するものとし、その後事案の真相が判明するに従い、続報を逐時報告するようにすること。
- (3) 既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 仮停止等事案発生報告書（別記様式第 1 号）の記載要領

(1) 被処分者欄

① 本籍

事案発生時における被処分者の本籍地（外国人の場合は国籍）を記載すること。

② 住所

事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

③ 職業・勤務先及び氏名

被処分者の職業、勤務先及び氏名を記載すること。

④ 性別

該当する性別を○で囲むこと。

⑤ 生年月日

生年月日及び満年齢を記載すること。

⑥ 免許種別

該当欄の上部に○印を付すること。

⑦ 免許証番号

所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。

⑧ 免許情報番号等

所持する免許証の免許情報番号等、記録年月日及び記録公安委員会名を記載すること。

⑨ 違反車両

事案発生時に運転していた車両の種類を記載するとともに、自家用、営業用の別について○印で囲むこと。

(2) 処分理由欄

⑩ 発生日時

事案発生の日時を記入すること。

⑪ 発生場所

事案発生場所及び路線名を記載すること。

⑫ 違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。

⑬ 事故の形態

事故の形態を簡記すること。

(記載例)

- 車両相互の追越し時正面衝突
- 車両相互の右折時側面衝突
- 車両の単独転落
- 車両対人 対面通行中衝突
- 車両対人 交差点横断歩道横断中衝突

⑭ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、速報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となることから、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、次の事項を簡記して事故の状況を明確に表現すること。

ア 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

イ 事故を回避するためにとった処置（又は、とれなかった状況）

ウ 衝突（接触、追突）箇所

(酒酔い運転による死亡事故の場合)

被処分者は、酒に酔い（呼気0.76ミリグラム以上）、正常な運転ができないおそれがある状態で、普通乗用自動車を運転し、前方に対する注意を怠って時速50キロで進行中、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが間に合わず、自車のフロントバンパー左側で前記駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に同乗中の被害者を死亡させたものである。

⑮ 被害者の生年月日

被害者の生年月日及び年齢を記載すること。

なお、被害者が多数ある場合は、被害程度（けがの程度）の一番大きい者を記載すること。

⑯ 被害者の性別

⑮に記載した者の性別を○で囲むこと。

⑰ 被害者の状態

該当事項の□印を○で囲むこと。

「その他」の場合には、()内に具体的にその状態を記載すること。

(記載例)

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

⑱ 被害者の職業・勤務先・氏名及び被害の部位

被害者の事故発生時の住所、氏名、職業及び被害の部位を記載すること。

⑱ 被害状況

当該事故による被害の項目別合計を記載すること。

なお、治療日数欄は死亡事故以外で被害者が複数の場合、最も長い治療日数を記載すること。

⑳ 不注意の程度

不注意の程度の認定については、「運転免許の行政処分に関する事務処理要領」の別表第1「不注意の程度の認定基準」に基づいて行うこと。

㉑ 過去1年以内の行政処分前歴

免許の停止等の処分の開始が、過去1年以内にあるものを全部記載すること。

㉒ 身柄措置

身柄の措置については、該当するものの□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、速報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する□印を○で囲むこと。

㉓ 事故時免許証携帯の有無

該当する□印を○で囲むこと。

㉔ 仮停止の期間

当該事故による仮停止の期間を記載すること。

(3) 備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立事項その他必要な事項を記載すること。

仮 停 止 等 事 案 発 生 報 告 書																													
発 信 年 月 日			年 月 日 午前・午後 時 分																										
発 信 者			長				発信取扱者								仮停止事案 取扱警察署 (隊)名				警察署 (隊)				事 件 番 号						
受 信 者			運転免許センター長				受信取扱者																						
被 処 分 者	①本 籍																												
	②住 所																												
	③職 業 (勤務先等) 氏 名												④性 別		男 女		⑤生年月日				年 月 日生 (歳)								
	⑥免 許 種 別																									⑨ 違 反 車 両			
			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型	中 型	普 通	大 特	け 引	大 型	中 型	準 中 型	普 通	自家用・営業用							
			第 一 種 免 許										第 二 種 免 許					仮 免 許											
	⑦免許証番号		第				号				年				月				日				公安委員会交付						
⑧2免許情報記録番号		第				号				年				月				日				公安委員会記録等							
処 分 理 由																													
⑩発 生 日 時			年 月 日 午前・午後 時 分 ころ																										
⑪発 生 場 所																					路線名								
⑫違 反 行 為			違反（法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号）																										
⑬事 故 の 形 態																													
⑭事故原因となつた違反行為の内容及び事故の概況																													
被 害 者	⑮生 年 月 日		年 月 日生 (歳)												⑯ 性 別				男 女										
	⑰状 態		☐ 歩行者 ☐ 同乗者 ☐ 被害車両の運転者 ☐ 被害車両の同乗者 ☐ その他 ()																										
	⑱住 所 職 業 (勤務先等) 氏 名 被害の部位		住所 職業(勤務先等) 氏名 被害の部位																										
⑲ 被 害 状 況			死 亡		負 傷				治 療 日 数 被害者が複数の場合、 最も長い治療日数				物 損				(車両、家屋、その他)				⑳ 不注意 の程度		専 ら						
					重 傷		軽 傷																専 ら外						
㉑ 過去1年以内の 行政処分前歴			処 分 年 月 日				処 分 日 数				処 分 種 別				短 縮 日 数														
			年 月 日				日				停止・禁止・保留				(日 間 短 縮)														
			年 月 日				日				停止・禁止・保留				(日 間 短 縮)														
			年 月 日				日				停止・禁止・保留				(日 間 短 縮)														

(裏)

② 身柄措置	☐ 身柄不拘束 ☐ 現行犯逮捕 ☐ 通常逮捕 ☐ 緊急逮捕												
	逮捕日時	年 月 日 午前・午後 時 分				送致時に おける 身柄措置	☐ 有						
	釈放日時	年 月 日 午前・午後 時 分					☐ 無						
③事故時免許証携帯の有無	☐ 有 ☐ 無												
④仮停止の期間	月 日から 月 日まで（ 日間）												
備考													
発信年月日	年 月 日 午前・午後 時 分												
発信者		発信取扱者		受信者		受信取扱者							
意見の聴取通知依頼について 通報のあった事案にかかる意見の聴取は、次の意見聴取通知書のとおりに行うことに決定したので、貴警察署（隊）長に通知を依頼する。 意　見　の　聴　取　通　知　書 年 月 日 住　所 殿 公　安　委　員　会 警　察　本　部　長 あなたに対する下記事由による処分にかかる道路交通法第104条第１項前段の規定による意見の聴取を下記により行いますから出頭されるよう通知します。 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 15%;">意見の聴取期日</td><td>年 月 日 午前・午後 時 分</td></tr><tr><td>意見の聴取場所</td><td></td></tr><tr><td>処分をしようとする理由</td><td></td></tr></table>								意見の聴取期日	年 月 日 午前・午後 時 分	意見の聴取場所		処分をしようとする理由	
意見の聴取期日	年 月 日 午前・午後 時 分												
意見の聴取場所													
処分をしようとする理由													

- | | | | | | |
|---|----------|------|-----|------|------|
| 1 | 飲酒検知濃度 | | mg/ | | |
| 2 | 飲酒場所 | | | | |
| 3 | 飲酒量 | | | | |
| 4 | 鑑識カードの内容 | 言語態度 | | 歩行能力 | 直立能力 |
| 5 | 書類送達日 | | | | |
| 6 | 当該免許取得日 | | | | |
| 7 | その他 | | | | |

弁 明 通 知 書 第 _____ 号													
年 月 日													
住所													
氏名	殿												
警察署（隊）長													
あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る道路交通法第103条の2第2項及び同法第107条の5第10項において準用する第103条の2第2項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%; padding: 5px;">弁 明 の 件 名</td><td style="padding: 5px;"></td></tr><tr><td style="padding: 5px;">予定される処分の内容</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">☐仮停止 ☐仮禁止</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">根拠となる法令の条項</td><td style="padding: 5px;">道路交通法 ☐第103条の2第2項 ☐第107条の5第10項</td></tr><tr><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">処分の原因となる事実</td><td style="padding: 5px;"> 年 月 日 午前・後 時 分ころ 先道路において 交通事故により、運転免許の □取消し□効力の停止の処分基準に該当したため。 </td></tr><tr><td style="padding: 5px;">出 頭 日 時</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日 午前・後 時 分</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">出 頭 場 所</td><td style="padding: 5px; height: 40px;"></td></tr></table>		弁 明 の 件 名		予定される処分の内容	☐ 仮停止 ☐ 仮禁止	根拠となる法令の条項	道路交通法 ☐ 第103条の2第2項 ☐ 第107条の5第10項	処分の原因となる事実	年 月 日 午前・後 時 分ころ 先道路において 交通事故により、運転免許の □取消し□効力の停止の処分基準に該当したため。	出 頭 日 時	年 月 日 午前・後 時 分	出 頭 場 所	
弁 明 の 件 名													
予定される処分の内容	☐ 仮停止 ☐ 仮禁止												
根拠となる法令の条項	道路交通法 ☐ 第103条の2第2項 ☐ 第107条の5第10項												
処分の原因となる事実	年 月 日 午前・後 時 分ころ 先道路において 交通事故により、運転免許の □取消し□効力の停止の処分基準に該当したため。												
出 頭 日 時	年 月 日 午前・後 時 分												
出 頭 場 所													
備考1 あなた又はあなたの代理人は、証拠物を提出することができます。 2 あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した文書を提出してください。													

別記様式第 3 号（第 9 の 1 関係）

第 号 弁 明 調 書 年 月 日 弁明録取者職名及び氏名 印	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 期 日	年 月 日 午前・後 時 分
弁 明 の 場 所	
当事者の氏名及び住所 （代理人・補佐人の 住 所 及 び 氏 名 ）	氏名 年 月 日生 住所 氏名 年 月 日生 住所
当 事 者 又 は そ の 代 理 人 弁 明 の 要 旨	
提 出 さ れ た 証 拠 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第 号
年 月 日

意見の聴取通知書

住 所 _____
_____ 殿

秋田県公安委員会
秋田県警察本部長

あなたに対する下記の理由による処分に係る道路交通法
第104条第1項前段
の
第107条の5第4項において準用する第104条第1項前段
規定による意見の聴取を下記により行いますから出頭されるよう
通知します。

記

意見の聴取期日	年 月 日 午前・後 時 分
意見の聴取場所	秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第二庁舎1階 「意見の聴取室」
処分をしようと する理由	年 月 日 午前・後 時 分ころ 地先道路 における交通事故により、累積点数が 点となり、 前歴 回で運転免許の ☐ 取消し ☐ 効力の停止 の基準に該当するため。

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかった場合は、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとする場合は、代理人一人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

第
年 月 号
日

意見の聴取通知書

住 所 _____

_____ 殿

公安委員会
警察本部長

あなたに対する下記の理由による処分に係る道路交通法
第104条第1項前段
の
第107条の5第4項において準用する第104条第1項前段
規定による意見の聴取を下記により行いますから出頭されるよう
通知します。

記

意見の聴取期日	年 月 日 午前・後 時 分
意見の聴取場所	
処分をしようと する理由	年 月 日 午前・後 時 分 ところ 地先道路 における交通事故により、累積点数が 点となり、 前歴 回で運転免許の ☐ 取消し ☐ 効力の停止 の基準に該当するため。

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかった場合は、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとする場合は、代理人一人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

この意見の聴取通知書は

公安委員会
警察本部長
の依頼により通知するものです。

年 月 日

警察署（隊）長 印

第
年 月 号
日

意見の聴取通知書

住 所 _____
_____ 殿

公安委員会
警察本部長

あなたに対する下記の理由による処分に係る道路交通法
第104条第1項前段
の
第107条の5第4項において準用する第104条第1項前段
規定による意見の聴取を下記により行いますから出頭されるよう
通知します。

記

意見の聴取期日	年 月 日 午前・後 時 分
意見の聴取場所	
処分をしようと する理由	年 月 日 午前・後 時 分 ころ 地先道路 における交通事故により、累積点数が 点となり 前歴 回で運転免許の ☐ 取消し ☐ 効力の停止 の基準に該当するため。

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかった場
合は、意見の聴取を行わないで処分します。
2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとする場合は代理人一
人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びに
あなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行
為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について
意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

交付者

警察署（隊）長 印

担当者 階級 氏名 印

年 月 日

公安委員会
殿
警察本部長

受領者住所 _____

氏名 _____

次のとおり意見の聴取通知書を受領したから受領書を提出します。

意見の聴取通知書受領書

- 1 受領した意見の聴取通知書の日付

年 月 日

- 2 意見の聴取通知書を受領年月日

年 月 日

- 3 意見の聴取通知書を受領場所

秋田県

警察署（隊）

仮 停止 禁止 通知書

年 月 日

公安委員会 殿

警察署（隊）長 印

第103条の2第4項
道 路 交 通 法 第107条の5第10項において準用する第103条の2第4項 の

停止
規定により下記の者について仮 禁止 通知書を送付する。

住 所 本邦における住所			
氏 名			
免 許 証 の 番 号 国際運転免許証番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日	公安委員会記録等
免 許 の 種 類 運転することができる自動車等の種類			
停 止 仮 の理由 禁 止			
備 考			

別記様式第十九の二（第三十条、第三十七条の五関係）

停止 禁止 仮 処 分 通 知 書 下記の理由により、あなたの免許の効力を 自動車の運転禁止を 年 月 日から 年 月 日まで仮停止したので通知します。 なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職 に対し弁明をすることができます。 また、弁明は代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出 することができます。 年 月 日 警 察 署 長 印	
住 所 本邦における住所	
氏 名	
免 許 証 の 番 号 国際運転免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類 運転することができる自動車等の種類	
理 由	（処分の根拠令） ☐ 法103条の2第1項第1号 「 年 月 日 」 ☐ 法103条の2第1項第2号 「 年 月 日 」 ☐ 法103条の2第1項第3号 「 年 月 日 」

審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。